

外国旅行の旅費に関する基準

1. 外国旅行の宿泊費、航空費

区 分	相当する市の職
内閣総理大臣等	市長、議員
指定職職員等	副市長、教育長、常勤監査、病院事業管理者、教育委員会の委員等
職務の級が十級以下の者	その他の職員

[航空費に関する備考]

- (1) 当分の間、「内閣総理大臣等、指定職職員等」の範囲に該当する者にあつては、上記の区分にかかわらず、運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は最上級の直近下位、運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合は上級の級の運賃を支給する。
- (2) 当分の間、「職務の級が十級以下の者」の範囲に該当する者にあつては、上記の区分にかかわらず、3を超える階級に区分する航空路による旅行の場合は最下級の直近上位の級の運賃を、3以下の階級である場合は最下級の運賃を支給する。
- (3) 階級を設けない航空路による旅行の場合は、航空機の利用に要する運賃を支給する。
- (4) 団体旅行（ツアー）による外国旅行の場合は、当該区分にかかわらず、航空機の利用に要する運賃を支給する。
- (5) 単独での外国旅行の場合に、外国旅行に要する費用の総額が50万円以上であるときは、2以上の業者から見積りを徴して行うものとする。
なお、外国旅行の航空賃等が上記の区分に応じて計算した額よりも低い場合は、低い航空賃を支給する。

2. 施行期日

この外国旅行の旅費に関する基準は、令和7年4月1日から施行する。

3. 経過措置

この基準の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。